

右の者からの勾留の裁判に対する準抗告事件について、申立人から「岡山地方裁判所は準抗告事件の決定を早急にせよ」との趣旨の裁判を求める特別抗告の申立があつたが、このような申立が認められないことは明らかであるから、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件抗告を棄却する。

昭和六二年七月三日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長	島	敦
裁判官	伊	藤	正己
裁判官	安	岡	満彦
裁判官	坂	上	壽夫